

土木一式工事の発注における設計単価・歩掛の決定方法について

明石市が発注する土木一式工事については、「土木工事標準積算基準書」（兵庫県土木部）及びその他の基準書（以下「基準書」という。）並びに兵庫県土木工事積算単価表の単価（以下「県単」という。）に基づいて積算業務を行うものとし、その設計単価・歩掛の決定方法は以下のとおりとする。

1 目的

設計における設計単価・歩掛の決定方法の基準を設けることにより、設計積算事務を適正かつ合理的に処理することを目的とする。

2 設計単価の決定方法

「設計単価」とは、材料単価、施工単価をいう。

「材料単価」とは、基準書における材料単価等をいう。

「施工単価」とは、基準書における市場単価を含む材工共の単価をいう。

設計単価の決定にあたって、県単に積算単価が定められている場合は、その価格とする。

県単に積算単価が定められていない場合は、物価資料（「WEB建設物価（建設物価含む）」・「土木コスト情報」、積算資料電子版（積算資料・積算資料別冊を含む）・「土木施工単価」をいう。）、特別調査、見積りのいずれかにより行うものとする。

この場合、物価資料による設計単価の決定を優先するものとする。

（1）物価資料による場合

①設計単価の決定

物価資料により決定する場合は、物価資料に掲載されている価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。

②表示価格（端数調整）について

単価の決定の際に平均値を使用する場合は端数調整を行う。ただし、一方の資料にしか掲載がない場合は端数調整を行わない。「建設物価」と「積算資料」単価の有効桁を比較し、大きい方の有効桁を決定額の有効桁とする。

ただし、大きい方の有効桁が3桁未満の時は決定額の有効桁は3桁（4桁目を切り捨て）とする。

ここで、採用単価は整数止め（小数第1位切り捨て）とするが、1円未満の場合採用単価は小数第2位まで（小数第3位切り捨て）とする。

なお、端数調整については「別紙：表示価格（端数調整）の計算例」を参考にされたい。

③公表価格の取り扱い

公表価格で単価決定は行わず、別途見積りとする。

公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望小売価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で割引率（額）の表示がある資料は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

④物価資料の掲載価格を採用する判断基準

1) 地区表示における価格の優先順位

明石 → 神戸 → 大阪 → 近畿 → 全国
＜地区（都市）別価格＞ ＜ブロック＞ ＜全国＞

2) 「大口需要家渡し価格」、「小口需要家渡し価格」について

大口需要家渡し価格を採用する。なお、一部の資材については小口需要家渡し価格も掲載されているが、別途見積りを依頼する等、単価の妥当性を確認の上、利用する。

3) 調査段階の優先順位

調査段階は物価資料の掲載ページ内に資材ごとの流通経路図が「①、②、③」の経路別の記号で示されている。その優先順位は「①→②→③」とする。

4) 地区表示と調査段階の優先順位

地区表示を優先する。

(2) 特別調査による場合

①設計単価の決定

1 工事における調達価格（材料単価×使用数量）が 1,000 万円以上、または、1 資材の材料単価が 100 万円以上の場合とする。

なお、特別調査により決定する単価については「価格調整」を行わない。また、特別調査の結果、単価設定ができなかった場合は、見積りにより単価決定する。

※ 1 資材とは効果を発揮させる一体不可分な範囲とする。

ただし、1 工事のために設計・製作される資材は特別調査の対象としない。

また、1 資材に複数の規格がある場合は、その合計額で調達価格を判断する。

（例）複数の規格について

プレキャスト側溝の工事で H=800、H=1200 と高さが異なる製品を設置する際、両方の合計調達価格が 1000 万円以上だった場合、H=800 の調達価格が 500 万円、H=1200 の調達価格が 600 万円であったとしても「特別調査の対象」となる。

(3) 見積りによる場合

①見積りの徴収

1) 条件を明示した書類の提示

見積りの徴収は、見積り範囲、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り

期限、消費税抜きの価格であることや実勢取引価格とすること等の条件を明記した書類を予め示したうえで行うものとする。

2) 徴収数

見積りの徴収は、原則3社以上とする。

3) 徴収先

見積りの徴収先は、原則として製造メーカーとする。ただし、製造メーカーから徴収できない場合においては代理店とする。

4) 徴収先へ特別に確認しておく事項

1. 見積単価を確認後、市場の実勢取引を反映した単価であることを確認できる資料（取引価格を証明する請求書の写し等）の提出を求める場合があること。
2. 見積徴収先として入札公告時の入札参加予定者からの質問回答書に際して、メーカー名の公表の可否を確認すること。
3. 設計単価の決定方法等に関する公文書公開請求が行われた際、見積徴収先として、メーカー名及び見積り単価の公表の可否を確認すること。

5) 実勢取引価格の把握

「市場の実勢取引を反映した単価」を提出するよう見積依頼書に示しているが、改めて見積り徴収先へヒアリングを行い、実勢取引価格であることを把握すること。

ここで、実勢取引価格でないことが判明した場合や疑義が生じる場合においては、県単や物価資料等に記載されている類似品の見積りを徴収し、実勢取引価格の「価格調整」を行うこと。

②設計単価の決定

見積りにより決定する場合は、予め異常値を排除したうえで、その平均値とする。表示価格（端数調整）については、物価資料の例による。

③見積りに関する決裁区分

見積りの徴収時における決裁区分は主管課長とし、設計単価の決定における決裁区分は工事等の執行伺で兼ねることとする。ここで、執行伺における決裁区分が市長、副市長（統括理事）、公営企業管理者、教育長とされているものについては局長等とする。なお、見積参考図書に添付し、公表する単価の説明を行うこと。

3 歩掛の決定方法

歩掛の決定は、基準書によるものとする。基準書に定めが無い場合は見積りによるものとする。

(1) 見積りによる決定

①見積りの徴収

1) 条件を明示した書類の提示

見積りの徴収は、工種内容、施工数量、施工条件、現場条件等を明記した書類を予め示したうえで行うものとする。

2) 徴収数

設計単価の例による。

ただし、見積徴収を行う工種が工事費の大半を占める場合は、原則5社以上とする。また、見積りを徴収するにあたっては、類似工種を参考に、人工・機械運転日数等の数位を設定する。さらに、設計書に計上する人工・機械運転日数等の数位は、見積りを徴収した数位と同じ（1桁下位を四捨五入）する。

3) 徴収先

設計単価の例による。

4) 徴収先へ特別に確認しておく事項

設計単価の例による。

②歩掛の決定

歩掛の決定にあたっては、この単位で構成した総額について、予め異常値を排除したうえで、その平均値とする。

③見積りの比較方法

見積りの比較については、設計単価の例による。

④工法協会の歩掛の採用

工法協会の歩掛を採用する場合は、施工実績や実取引状況を確認したうえで、原則、補正は行わない。

ただし、工事主管課の判断により補正が望ましいと考える場合においては、補正を行うことを妨げるものではない。

⑤見積りの決裁区分

設計単価の例による。

4 その他

(1) 見積りの徴収は、原則として設計時の直近に行うものとし、当該見積りの有効期間は以下のとおりとする。

① 工事ごとに徴収する場合、入札時を考慮した適正な期間とする。

② 年度を通して使用する場合、価格変動の恐れがないものは1年間とする。

(2) 設計担当者は、機密保持のため次の事項を遵守しなければならない。

① 本書を業者等に複写、複製し、渡してはならない。

② 本書を業者等に転貸、又は閲覧させてはならない。

(3) この基準に記載のないもの、また運用に疑義が生じたものについては工事検査課と協議を行うものとする。

(4) 適用年月日

この基準は、令和4年11月1日から適用する。